

不利益処分の処分基準

処 分 名		土地区画整理事業における清算金の滞納による督促手数料及び延滞金の徴収		
根拠法令及び条項		土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 110 条第 4 項		
所 管 部 課 名		都市計画部 区画整理課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例(平成 11 年条例第 38 号)第 6 章		
	基 準	多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業施行条例第 6 章 清算の規定による。		
	設定年月日	平成 12 年 11 月 10 日	最終変更年月日	
備 考		社団法人日本土地区画整理協会「土地区画整理法逐条討議(下)」第 110 条		